

一般廃棄物処分業許可証

許可番号 第106号

住所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏名 木材開発 株式会社

代表取締役 谷 正剛

平成30年8月10日付申請の一般廃棄物処分業については、次のとおり許可する。

平成30年9月14日

福岡市長 高島 宗一郎



複写無効

1 許可期間

平成30年8月31日から平成32年8月30日まで

2 処分（最終処分を除く。）、最終処分の区分

処分（最終処分を除く。）

3 一般廃棄物の種類

木くず（根株、伐採木、剪定枝、竹、木製家具類等を含む）1品目

4 処分の方法

中間処理（破砕処理）

5 処理施設の設置場所及び処理能力

福岡市東区東浜二丁目82番16、85番25

39t/日（19.5t/時間）

※稼働時間：午前8時～午後10時のうち2時間

6 処分（最終処分を除く。）後の一般廃棄物の処理方法

処分後のチップは売却し、残さは市の処理施設に搬入して処理する。

7 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、生活環境の保全上支障のないよう措置し、上記設置場所にて行うこと。

8 許可の更新、変更の状況

平成30年8月31日 更新許可